

○佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付要綱

令和2年11月1日告示第150号
改正 令和3年3月30日告示第47号

佐久市リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び二地域居住を促進し、地域の活性化を図るため、本市においてリモートワークを実践する者に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リモートワーク 企業の被用者又は個人事業主が情報通信技術を利用して事業場、事務所、営業所等以外の場所（個人事業主の開業場所が本人の住居の場合にあっては、当該住居を含む。）において勤務等することをいう。
- (2) シェアオフィス等 シェアオフィス、サテライトオフィスその他これらに類する施設をいう。
- (3) 移住 本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。
- (4) 二地域居住 本市で住宅の賃借、新築又は購入等をし、当該住宅での居住実態があり、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていないことをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市でリモートワークを実践している者
- (2) 令和2年11月1日以降に長野県外から本市に移住した者又は同日以降に長野県外と本市での二地域居住を始めた者のうち本市での居住実態を証明できるもの
- (3) 市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がない者
- (4) 申請した日から3年を超えて本市に居住しようとする者

(リモートワーク支度金)

第4条 交付対象者に対し、リモートワーク支度金として、一律5万円を交付する。

2 リモートワーク支度金の交付は、同一人に対して1回に限るものとする。

(新佐久市民応援金及び中学生以下の子の加算)

第5条 リモートワーク支度金の交付決定を受けた者が本市に移住する場合には、新佐久市民応援金として、10万円を交付する。この場合において、交付対象者が中学生以下の扶養する子と同居するときは、当該子1人につき10万円の加算（以下「中学生以下の子の加算」という。）を行うものとする。

2 新佐久市民応援金の交付は、同一人に対して1回に限るものとする。

3 中学生以下の子の加算は、同一世帯について1回に限るものとする。

(新幹線乗車券等購入費支援金及びシェアオフィス等利用支援金)

第6条 リモートワーク支度金の交付決定を受けた者のリモートワークに係る経費について、次のとおり支援金を交付する。

支援金の名称	対象経費	対象期間	支援金の額
新幹線乗車券等 購入費支援金	通勤等のための新幹線の乗車券、回数乗車券若しくは割引乗車券及び特急券又は通勤定期券（東日本旅客鉄道株式会社佐久平駅で購入したものに限る。）（以下「新幹線乗車券等」という。）の購入費（市長が適当でないと認めるものを除く。）からその者の新幹線通勤手当相当額を控除した額	リモートワーク支度金の交付決定兼確定を受けた日の属する月の翌月から36か月間	対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1か月当たり2万5,000円を限度とする。）
シェアオフィス等 利用支援金	市内のシェアオフィス等の利用に係る経費（市長が適当でないと認めるものを除き、1か月以上を単位とした交付対象者の個人名義の利用契約に係るものに限る。）	同上	対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、1か月当たり5,000円を限度とする。）

（交付申請及び実績報告）

第7条 リモートワーク支度金の交付を受けようとする交付対象者は、リモートワーク実践者スタートアップ支援金申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 個人事業主の場合は、リモートワーク申告書兼誓約書（様式第2号）及び確定申告書等の写し
 - (2) 個人事業主であって、リモートワークを実施する場所と本市での住所地とが異なる場合は、リモートワークを実施する場所を証明する資料
 - (3) 移住の場合は、交付を受けようとする交付対象者の本市の住民票
 - (4) 二地域居住の場合は、現住所の住民票及び本市での居住実態が分かる書類
 - (5) 交付を受けようとする交付対象者の市町村民税の滞納がないことを証明できるもの
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類
- 2 新佐久市民応援金の交付を受けようとする交付対象者は、リモートワーク実践者スタートアップ支援金申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類（同時に前項の申請をする場合にあっては、第2号に掲げる書類）を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) 交付を受けようとする交付対象者の本市の住民票
 - (2) 中学生以下の子の加算を受ける場合は、該当する子の住民票
- 3 新幹線乗車券購入費支援金の交付を受けようとする交付対象者は、佐久平駅発着の新幹線乗車券等を使用した日の属する年度の3月31日（新幹線通勤定期券の購入に係るものにあつては、購入した新幹線通勤定期券の有効期間の満了した日の属する年度の3月31日）までにリモートワーク実践者スタートアップ支援金（新幹線乗車券購入費支援金）申請書兼実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 新幹線通勤定期券の場合は、通勤定期券の写し
 - (2) 新幹線乗車券等の購入に係る領収書の写し
 - (3) 被用者の場合は、勤務先の企業等から支払を受けた通勤手当の額を証明できる書類
 - (4) 個人事業主の場合は、新幹線利用明細報告書兼誓約書（様式第4号）
 - (5) その他市長が特に必要と認める書類
- 4 シェアオフィス等利用支援金の交付を受けようとする交付対象者は、利用契約をした日の属する年度の3月31日までにリモートワーク実践者スタートアップ支援金（シェアオフ

イス等利用支援金) 申請書兼実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) シェアオフィス等利用に係る領収書の写し
- (2) その他市長が特に必要と認める書類
(交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条各項の規定による書類の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付決定兼確定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第9条 前条の規定による交付決定及び額の確定の通知を受けた者が支援金の交付を請求するときは、リモートワーク実践者スタートアップ支援金請求書(様式第7号)により、市長に請求しなければならない。

(支援金の返還等)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された支援金の全部又は一部に相当する額の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 移住をした者の場合で、当該支援金の交付を受けた日から3年以内に本市から転出したとき。
- (2) 二地域居住をする者の場合で、当該支援金の交付を受けた日から3年以内に本市での居住実態がなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支援金の返還を相当と認めたとき。

(重複受給の禁止)

第11条 佐久市移住促進住宅取得費等補助金交付要綱(令和2年佐久市告示第53号)第4条第2項第1号又は第5項に規定する補助金の交付を受ける者は、中学生以下の子の加算又は新幹線乗車券等購入費支援金の交付を受けることができない。

2 佐久市U I Jターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱(令和2年佐久市告示第70号)第4条に規定する移住支援金の交付を受ける者は、この要綱に規定する支援金を受けることができない。

3 前2項に掲げるもののほか、この要綱に規定する支援金と趣旨を同じくする国、県又は市の他の制度の補助金等を受ける者は、この要綱に規定する支援金を受けることができない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 次に掲げる支援金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

- (1) この要綱の失効前に交付決定を受けたリモートワーク支度金及び新佐久市民応援金(中学生以下の子の加算を含む。)
- (2) この要綱の失効前にリモートワーク支度金の交付決定を受けた者に係る新幹線乗車券購入費支援金及びシェアオフィス等利用支援金

附 則 (令和3年3月30日告示第47号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

リモートワーク実践者スタートアップ支援金申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）佐久市長

リモートワーク実践者スタートアップ支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請に当たっては、下記事項について、確認、誓約及び同意します。

確認事項

- 佐久市U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（令和2年佐久市告示第70号）第4条に規定する移住支援金の交付を受けていません。
- 【中学生以下の子の加算を申請する場合】佐久市移住促進住宅取得費等補助金交付要綱（令和2年佐久市告示第53号）第4条第2項第1号に規定する補助金の交付を受けていません。
- 上記のほか、本支援金と趣旨を同じくする国、県又は市の他の制度の補助金等の交付を受けていません。

誓約事項

- 【申請区分1「移住」の場合】当該支援金の交付を受けた日から3年以内に本市から転出しません。
- 【申請区分2「二地域居住」の場合】令和2年11月1日以降に初めて長野県外と本市での二地域居住を開始し、当該支援金の交付を受けた日から3年を超えて本市に居住し続けます。このことを遵守していることを証明するため、年に一度、居住実態を証明する資料を市に提出することを誓約します。
- 上記の確認事項及び誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、佐久市の指示に従い、交付を受けた支援金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

- 【申請区分1「移住」の場合】上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、担当職員が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

1 申請区分

<input type="checkbox"/> 移住 ※1	<input type="checkbox"/> 二地域居住 ※2
--------------------------------	-----------------------------------

※1 本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本市に置くことをいう。

※2 本市で住宅を賃借、新築、又は購入等をし、当該住宅での居住実態があり、かつ、住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されていないことをいう。

2 申請者情報

①	氏名	
②	生年月日	
③	電話番号	
④	現住所（住民登録地）	
⑤	④が佐久市内の場合、直前の住所	
⑥	④が佐久市外の場合、佐久市内の住居の住所	
⑦	主にリモートワークを実施している場所	
⑧	移住又は二地域居住を開始した日 ※3、4	

※3 移住を開始した日とは、本市の住民基本台帳に記録された日のことをいう。

※4 二地域居住を開始した日とは、本市の住居の引渡しを受けた日のことをいう。

3 申請する支援金の種類

	支援金の種類	申請額
<input type="checkbox"/>	リモートワーク支度金（一律5万円）	万円
<input type="checkbox"/>	新佐久市民応援金 ※移住のみ（一律10万円）	万円
<input type="checkbox"/>	中学生以下の子の加算 ※移住のみ（一人につき10万円）	万円 (該当する子 人)
	合計	万円

4 被用者・個人事業主の区分

<input type="checkbox"/>	被用者	<input type="checkbox"/>	個人事業主
--------------------------	-----	--------------------------	-------

5 【被用者の場合】勤務先の人事担当者の証明

私は、申請者が「2 申請者情報」のとおり、リモートワーク※5を実施していることを証明します。		
勤務先名称	部署名	
電話番号	担当者氏名	(印)

※5 情報通信技術を利用して事業場、事務所、営業所等以外の場所（個人事業主の開業場所が本人の住居の場合にあっては、当該住居を含む。）において勤務等をするをいう。

6 添付書類

【リモートワーク支度金の場合】

- 個人事業主の場合は、リモートワーク申告書兼誓約書（様式第2号）及び確定申告書等の写し
- 個人事業主であって、リモートワークを実施する場所と本市での住所地とが異なる場合は、リモートワークを実施する場所を証明する資料
- 移住の場合は、交付を受けようとする交付対象者の本市の住民票
- 二地域居住の場合は、現住所の住民票及び本市での居住実態が分かる書類
- 交付を受けようとする交付対象者の市町村民税の滞納がないことを証明できるもの
- その他市長が特に必要と認める書類

【新佐久市民応援金の場合】

- 交付を受けようとする交付対象者の本市の住民票（同時にリモートワーク支度金の申請をする場合は、不要。）
- 中学生以下の子の加算を受ける場合は、該当する子の住民票

リモートワーク申告書兼誓約書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
氏 名
電話番号

印

下記のとおり申告します。

記

事務所・事業所の住所	〒
リモートワークを実施している場所	〒
事業の概要	
リモートワークの内容 （できるだけ具体的に記載してください。）	

【誓約事項】

- 1 上記記載内容について、偽りや誤りがないことを誓約し、偽りや誤りがあると判明した場合は、支援金を受けられないことを理解しており、すでに支援金を受けている場合は、当該支援金を返還します。
- 2 上記記載内容を確認するために、市の求めに応じて情報提供を行います。
- 3 上記記載内容に基づき、市がリモートワークを実施していると認められないときは、支援金を受けられないことを理解しています。

様式第3号（第7条関係）

リモートワーク実践者スタートアップ支援金（新幹線乗車券等購入費支援金）
申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）佐久市長

〒 ー
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ー ー

新幹線乗車券等購入費支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

確認事項（以下に該当すれば、左にチェックを入れること。）

私は、佐久市移住促進住宅取得費等補助金交付要綱（令和2年佐久市告示第53号）第4条第2項第5項に規定する補助金の交付を受けていません。

- 1 申請区分（該当するものを丸囲みに） 被用者 ・ 個人事業主
2 移住又は二地域居住を開始した日 年 月 日
3 リモートワーク支度金交付決定兼確定年月日 年 月 日
4 通勤等をした日

申請対象期間	年 月 日から	左の期間に係る 通勤等をした日	合計 日
	年 月 日まで		

5 【申請区分が「被用者」の場合のみ】

申請に係る新幹線乗車券（欄が足りない場合、別紙として添付すること。）

利用区間※1	購入(利用) 年月日	利用料金 ※2	新幹線乗車券 の区分※3	備考(定期券の 通用期間等)
駅から 駅まで	年 月 日	円		
駅から 駅まで	年 月 日	円		
駅から 駅まで	年 月 日	円		
合計		円		

※1 支援金の対象となるのは、佐久平駅発着の新幹線利用区間に限る。

※2 回数乗車券の場合、総額を利用可能回数で按分した金額を、1回利用の料金とすること。

※3 乗車券、回数乗車券、割引乗車券、新幹線定期券の区分を記載すること。

6 交付申請額

新幹線利用額	勤務先からの手当支給額	自己負担額
円①	円②	円③
自己負担額の2分の1の額	支援金交付申請額	
円④	円⑤	

- ※ ①は新幹線利用区間のみ合計すること。 ②は被用者の場合のみ記載。
 ③は①－②の金額を記入すること。
 ⑤は④から1,000円未満を切り捨てた額（月額25,000円を限度とする。）を記入すること。

7 【申請区分が「被用者」の場合のみ】勤務先の給与事務担当者の確認

私は、上記4から6の記載事項に誤りがないことを確認します。		
勤務先名称	部署名	
電話番号	担当者氏名	印

- ※ 通勤手当の算出方法を別紙に記入し提出してください。

8 添付書類

- 新幹線通勤定期券の場合は、通勤定期券の写し
- 新幹線乗車券等の購入に係る領収書の写し
- 被用者の場合は、勤務先の企業等から支払を受けた通勤手当の額を証明できる書類
- 個人事業主の場合は、新幹線利用明細報告書兼誓約書（様式第4号）
- その他市長が特に必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

新幹線利用明細報告書兼誓約書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

新幹線乗車券等購入費支援金について、新幹線の利用明細を下記のとおり報告します。

利用区間※1	購入(利用)年月日	利用料金 ※2	新幹線乗車券 の区分※3	活動内容 (具体的に)
駅から 駅まで	年 月 日	円		
駅から 駅まで	年 月 日	円		
駅から 駅まで	年 月 日	円		
駅から 駅まで	年 月 日	円		
駅から 駅まで	年 月 日	円		
合計		円		

※1 支援金の対象となるのは、佐久平駅発着の新幹線利用区間に限ります。

※2 回数乗車券の場合、総額を利用可能回数で按分した金額を、1回利用の料金としてください。

※3 乗車券、回数乗車券、割引乗車券、新幹線定期券の区分を記載すること。

【誓約事項】

- 1 上記記載内容について、偽りや誤りがないことを誓約し、偽りや誤りがあると判明した場合は、支援金を受けられないことを理解しており、既に支援金を受けている場合は、当該支援金を返還します。
- 2 上記記載内容を確認するために、市の求めに応じて情報提供を行います。
- 3 活動内容が別に定める対象活動に適合しないと、市が判断した場合は、支援金を受けられないことを理解しています。

様式第5号（第7条関係）

リモートワーク実践者スタートアップ支援金（シェアオフィス等利用支援金）
申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）佐久市長

〒 ー
住 所
氏 名 ㊟
電話番号 ー ー

シェアオフィス等利用支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
記

- 1 申請区分（該当するものを丸囲みに） 被用者 ・ 個人事業主
2 移住又は二地域居住を開始した日 年 月 日
3 リモートワーク支度金交付決定兼確定年月日 年 月 日
4 施設の利用状況（欄が足りない場合、別紙として添付すること。）

施設名称	施設の所在地※1	契約期間※2	施設利用料金
		年 月 日から 年 月 日まで	円
		年 月 日から 年 月 日まで	円
		年 月 日から 年 月 日まで	円
合計			円

※1 支援金の対象となる施設は、市内に所在するシェアオフィス等に限る。

※2 支援金の対象となるのは、1か月以上を単位とする契約に限る。（時間や日単位の契約は支援金の対象外）

5 交付申請額

施設利用料金	施設利用料金の2分の1の額	支援金交付申請額
円①	円②	円③

※ ①は4の施設利用料金の合計額を記載

③は②から1,000円未満を切り捨てた額（月額5,000円を限度とする。）を記入すること。

6 添付書類

- シェアオフィス等利用に係る領収書の写し
 その他市長が特に必要と認める書類

※領収書の写しで、1か月以上を単位とする契約であることが分からない場合、そのことが分かる補足資料を添付してください。

リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付決定兼確定通知書

様

佐久市長 印

リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、その額を確定しましたので通知します。

支援金 決定額及び確定額 _____ 円

（支援金の内訳）

	支援金の種類	決定額・確定額
<input type="checkbox"/>	リモートワーク支度金	円
<input type="checkbox"/>	新佐久市民応援金	円
<input type="checkbox"/>	中学生以下の扶養する子と同居	円 (該当する子 人)
<input type="checkbox"/>	新幹線乗車券等購入費支援金	円
<input type="checkbox"/>	シェアオフィス等利用支援金	円
	合計	円

（備考）

- 1 リモートワーク実践者スタートアップ支援金交付要綱の規定に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付を受けた支援金の全部又は一部の返還を請求します。
 - (1) 移住をした者の場合で、当該支援金の交付を受けた日から3年以内に本市から転出したとき。
 - (2) 二地域居住をする者の場合で、当該支援金の交付を受けた日から3年以内に本市での居住実態がなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が支援金の返還を相当と認めたとき。

様式第7号（第9条関係）

リモートワーク実践者スタートアップ支援金請求書

年 月 日

（請求先）佐久市

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定兼確定通知のあった
年度リモートワーク実践者スタートアップ支援金を下記のとおり請求します。

記

1 確定額 円

（支援金の内訳）

	支援金の種類	確定額
<input type="checkbox"/>	リモートワーク支度金	円
<input type="checkbox"/>	新佐久市民応援金	円
<input type="checkbox"/>	中学生以下の子の加算	円
<input type="checkbox"/>	新幹線乗車券等購入費支援金	円
<input type="checkbox"/>	シェアオフィス等利用支援金	円
	合計	円

2 請求額 円

3 支援金の振込先

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・金庫 支店 組合・農協 支所・出張所
	預金の種類	普通 ・ 当 座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※口座名義人は、申請人と同一人となるようにしてください。